

寒冷地手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年3月31日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

新潟県人事委員会規則第6-1765号

寒冷地手当に関する規則の一部を改正する規則

寒冷地手当に関する規則（規則第6-1485号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

所在地	公署及び学校等	区域
三 条 市	月ヶ岡特別支援学校	三 条 市
	三条警察署大面駐在所 大面小学校	南蒲原郡栄町
柏 崎 市	柏崎警察署北条駐在所 柏崎警察署広田駐在所 柏崎警察署新道駐在所 柏崎警察署鯖石駐在所 新道小学校 鯖石小学校 北条小学校 南中学校 第五中学校 北条中学校 南部地区学校給食共同調理場 鯖石地区学校給食共同調理場 北条地区学校給食共同調理場	柏 崎 市
新 発 田 市	新発田地域振興局地域整備部内の倉分室 新発田地域振興局地域整備部加治分室 新発田警察署赤谷駐在所 新発田警察署菅谷駐在所 新発田農業高等学校長峰農場 村上特別支援学校いじみの分校竹俣校 米倉小学校 菅谷小学校	新 発 田 市
加 茂 市	加茂警察署黒水駐在所 七谷小学校 七谷中学校 七谷共同調理場	加 茂 市
糸 魚 川 市	糸魚川警察署楨駐在所 南能生小学校 中能生小学校	西頸城郡能生町
五 泉 市	新潟地域振興局新津地域整備部早出分室	中蒲原郡村松町
上 越 市	技術管理課上越駐在所 管理課上越分室 上越家畜保健衛生所 上越地域振興局（健康福祉環境部を除く。） 上越教育事務所 上越警察署高田交番 上越警察署南本町交番 上越警察署高田駅前交番	上 越 市

	上越警察署灰塚駐在所 上越警察署島田駐在所 上越警察署天野原駐在所 上越警察署上野田駐在所 上越警察署諏訪駐在所 上越警察署高士駐在所 高田高等学校 高田北城高等学校 高田南城高等学校 高田農業高等学校 上越総合技術高等学校 高田商業高等学校 長岡聾学校高田分校 高田特別支援学校 上越特別支援学校 大手町小学校 東本町小学校 南本町小学校 黒田小学校 飯小学校 富岡小学校 稲田小学校 和田小学校 大和小学校 諏訪小学校 三郷小学校 戸野目小学校 上雲寺小学校 大町小学校 高士小学校 保倉小学校 高田西小学校 城北中学校 城東中学校 城西中学校 雄志中学校	
	上越地域振興局地域整備部柿崎分室 上越警察署米山寺駐在所	中頸城郡柿崎町
	宝田小学校	西頸城郡名立町
胎内市	新発田地域振興局地域整備部胎内分室 胎内警察署胎内駐在所 黒川中学校	北蒲原郡黒川村

備考 区域の欄に掲げる名称及び同欄に定める区域については、一般職員給与条例別表第8備考の規定を準用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
(改正条例附則第19項の規定による寒冷地手当に関する経過措置等)
- 2 この項から附則第4項までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
(1) 改正条例 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第84号）をいう。

- (2) 旧寒冷地等在勤等職員 改正条例附則第15項第1号に規定する旧寒冷地等在勤等職員をいう。
 - (3) 新寒冷地等在勤等職員 改正条例附則第15項第2号に規定する新寒冷地等在勤等職員をいう。
 - (4) 特定旧寒冷地等在勤等職員 改正条例附則第15項第3号に規定する特定旧寒冷地等在勤等職員をいう。
 - (5) 一部施行日 改正条例第3条の規定の施行の日をいう。
 - (6) 基準日 一般職の職員の給与に関する条例（昭和30年条例第59号）第27条第1項及び市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和30年条例第61号）第28条第1項に規定する基準日（その属する月が平成30年3月までのものに限る。）をいう。
- 3 基準日において特定旧寒冷地等在勤等職員である者のうち、一部施行日の前日において旧寒冷地等在勤等職員であった者であって、一部施行日から当該基準日の前日までの間、引き続き旧寒冷地等在勤等職員又は新寒冷地等在勤等職員であったもの（改正条例附則第16項から第18項までの規定により寒冷地手当を支給される者を除く。）に対しては、その旧寒冷地等在勤等職員又は新寒冷地等在勤等職員であった期間を特定旧寒冷地等在勤等職員として勤務していたものとみなして、改正条例附則第16項から第18項までの規定を適用したとしたならば算出される額の寒冷地手当を支給する。
- 4 その他改正条例附則第16項から第18項まで又は前項の規定による寒冷地手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして任命権者が委員会と協議して定める職員に対しては、改正条例附則第16項から第18項までの規定を適用したとしたならば算出される額の寒冷地手当を支給する。